

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：広島県廿日市市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.9 %
全職員	74.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.1 %
本庁課長相当職	97.3 %
本庁課長補佐相当職	100.0 %
本庁係長相当職	90.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.5 %
31～35年	95.3 %
26～30年	94.4 %
21～25年	88.5 %
16～20年	82.5 %
11～15年	83.0 %
6～10年	86.5 %
1～5年	84.8 %

【説明欄】

- 扶養手当及び住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は83.7%、住居手当の受給者に占める男性の割合は57.7%となっている。
- 男性の方が時間外勤務が多く、1人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は75.2%となっている。
- 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女の給与の差異の算出に当たり、日額・時間額により給与を支給する者（原則、週の勤務時間が20時間未満の者）は除いている。
- すべての職員に占める「任期の定めのない常勤職員」の割合が男性は85.9%、女性は42.7%である。「任期の定めのない常勤職員以外の職員」である会計年度任用職員については、女性の比率が高くなっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

3. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

職員区分	令和 7 年度
管理的地位にある女性職員	27.6 %

【説明欄】

○ 管理的地位にある職員は、男性 97 人、女性 37 人、合計 134 人となっている。

4. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

役職段階	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	15.8 %
本庁課長相当職	31.2 %
本庁課長補佐相当職	43.4 %
本庁係長相当職	29.4 %

【説明欄】

○ 各役職段階ごとの勤続年数別の割合について、本庁部局長・次長相当職は「31～35 年」と「36 年以上」がそれぞれ 50%、本庁課長相当職で一番高い割合は「36 年以上」の 55.2%、本庁課長補佐相当職で一番高い割合は「31～35 年」の 47.9%、本庁係長相当職で一番高い割合は「21 年～25 年」の 31.2%となっている。

5. 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

(1) 男女別の育児休業取得率

ア 常勤職員

職員区分	令和7年度
男性	60.0 %
女性	100.0 %

イ 会計年度任用職員

職員区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0 %

(2) 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

職員区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	33.3 %	—	—	—
1月超3月以下	50.0 %	—	—	14.3 %
3月超6月以下	16.7 %	—	—	42.9 %
6月超9月以下	—	18.2 %	—	14.3 %
9月超12月以下	—	9.1 %	—	28.6 %
12月超24月以下	—	27.3 %	—	—
24月超	—	45.5 %	—	—

【説明欄】

○ 育児休業取得率及び取得期間の分布状況については、総務省が実施している「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」と同様の算出方法としている。

6. 職員の勤務時間の状況

* 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等（本庁）	21.2 時間／月
内部部局等以外	7.9 時間／月

【説明欄】

○ 対象職員は管理職手当が支給されていない任期の定めのない常勤職員としている。